

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 3月定例会 )

平成31年3月6日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成31年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農  
作業料金の設定について

議案第5号 農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

月日の経つのも早いもので、この前まで正月で寒い日が続き、その後2月に入りまして暖かい日もあれば極端に寒い日もあり、三寒四温の日々が続いておりました。

そして3月に入りまして梅の花も咲き、早咲きの桜も咲いてきています。

ここへ来て菜種梅雨と言いますか、種を播く時期が近づくにつれ雨が多くなってきた訳でございます。

本日は大変お忙しい中、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

我々の任期が今月末ということで、今回は最後の定例総会となりますので、皆さんどうか慎重審議をお願いいたします。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の、出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

これより、平成31年勝浦市農業委員会3月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

2月定例会で保留となった案件でございます。

申請番号1番、申請地は中倉の田3筆、3,400平方メートル、畑4筆、2,854平方メートルの計7筆、6,254平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は生産規模を拡大したいとし、譲渡人は相続人不存により地元の方に譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦診療所の●側約●●●メートルから●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。  
続いて、地区担当委員から報告をお願いします。  
申請番号1番につきまして、7番藤江義博委員、お願いします。

○7番（藤江義博委員） 報告します。  
申請の概要は事務局の説明どおりです。  
筆ごとの状況につきましては2月定例会で報告したとおりであり、疑義が生じていた所有権移転の内容につきまして、譲受人と相続財産管理人の弁護士との間で金額の調整が整ったとの確認ができました。  
許可要件につきましては特に問題はないと考えます。  
調査の結果、許可相当と判断いたします。  
皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。  
以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。  
これを持って質疑を終結いたします。  
これより、採決いたします。  
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高吉粧一会長） 举手全員です。  
よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。  
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。  
農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。  
資料の2ページ及び3ページをご覧ください。

同一事業のため、一括してご説明させていただきます。

申請番号1番及び2番、申請地は杉戸の田、3筆、775平方メートル、貸資材置場に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、資材置場775平方メートルにプレハブ1棟、6.48平方メートルを置く計画です。

転用の時期は許可日から平成31年6月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は資材置場として整備し、自らが役員を務める会社に貸し付けるために転用したいとし、譲渡人は譲受人の希望により譲渡するとして、申請がなされたものです。

申請位置は、杉戸消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は小松野の畑、1筆、540平方メートル、専用住宅用地へ転用するための使用貸借権設定を目的とした申請であります。

施設の概要は、専用住宅1棟、121.27平方メートルの増築、転用の時期は許可日から平成31年10月31日であり、資金計画は、融資によるもので金融機関の関係書類により確認しております。

申請理由につきましては、借受者は親族から土地を使用貸借し、専用住宅用地として転用したいとし、貸付者は借受者の希望により貸し付けるとして申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦診療所の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番及び2番につきまして、7番藤江義博委員、お願いします。

○7番（藤江義博委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月4日、現地調査を行い譲受人と面談し現地を確認したところ、保全管理の状態であり、申請者は貸資材置場を整備したいとして申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響への影響は無いと思われ、代替性の検討も妥当と判断されること、また、自らが役員となっている会社へ貸付けを計画しており貸資材置場としての例外要件に該当することから、特に問題はないと思われま。

資金計画も妥当と思われ、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長）　続きます、申請番号3番につきましても、7番藤江義博委員お願いします。

○7番（藤江義博委員）　申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月2日、現地調査を行い譲受人と面談し現地を確認したところ、保全管理の状態であり、申請者は親族の土地を使用貸借し専用住宅を増築するために申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響への影響はなく、代替性の検討も妥当と判断されます。

資金計画も妥当と思われ、転用の実現性は確実であると認められます。

なお、本計画に伴う手続きにおいて、農地の一部が宅地の一部として使用されている事実が判明しましたので、始末書が添付されております。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長）　これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、窪田事務局長。

○事務局長（窪田正）　補足いたします。

議案第2号申請番号3番の小松野の専用住宅でございますが、こちらが専用住宅を建設するにあたり、農振農用地区域に入っている土地でしたので、これを除外する申請を農林水産課の方に提出し、手続きを進めたところでございます。

資料4－5ページの平面図をご覧ください。

既設の住宅の一部と合併浄化槽が農地の中に建設されているのではないかとということで確認したところ、一部入っているということがわかりました。

始末書の方は資料に添付しておりませんが、先代から相続された土地ということで、知らぬまま疑義なく現在まで使用してしまったという理由でしたので、今回の申請でこの部分も全て解消できるということになります。

以上です。

○議長（高吉粧一会長）　窪田事務局長から内容の補足説明がありました。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号、申請番号1番及び2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

続きまして、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成31年2月22日付けで決定を求められたものです。

このたびの3月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画2件、7,266平方メートル、再設定計画3件、8,881平方メートル、合計5件、16,147平方メートルです。

資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番、新戸の田、2筆、3,313平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から5ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号2番、白木の田1筆、2,317平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から3ヶ年の再設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号3番、杉戸の田、1筆、3, 282平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から3ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号4番、杉戸の田、1筆、3, 282平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から3ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号5番、白木の田、2筆、3, 953平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、4月1日から10ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、申請番号1番から5番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、平成31年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

資料の10ページをご覧ください。

本件は、千葉県農業会議において平成31年度の標準賃金並びに標準農作業料金が設定

されたことに伴い、本市の平成31年度の標準額について設定するものです。

資料の11-1ページをご覧ください。

千葉県農業会議においては、農作業別の標準賃金の水田作業、畑作業とも変更はございませんでした。

機械による標準農作業料金では、水田耕起の耕耘機で40円の増、トラクターで200円の増、水田代掻きの耕耘機で1,100円の増、トラクターで100円の増、畦塗りのトラクターで1円の増、植付の田植機で100円の増、刈取脱穀のコンバインで100円の増、バインダーでの刈取りが1,010円の増、ハーベスターでの脱穀が190円の増となっております。

また、夷隅郡市の状況につきまして、いすみ市では水田作業を7,500円から7,800円に、植付の田植え機を6,500円から7,000円に改定予定であり、大多喜町では畑作業を7,200円から7,400円に、水田耕起のトラクターを5,900円から6,000円に改定予定で、御宿町は変更なしとのことであります。

これらの状況を踏まえ、勝浦市の案といたしまして、標準賃金については変更なし、標準農作業料金については、植付の田植え機を6,600円から7,000円の400円の増に、刈取脱穀のコンバインを17,100円から17,200円の100円の増に、育苗の硬化苗につきましては郡内市町に合わせ810円から874円の64円の増とする案といたしました。

なお、千葉県農業会議の改定では、水田耕起の耕耘機と刈取脱穀のバインダー刈取が大きく上昇しておりますが、今回での変更は行わず今後の経過を注視していく考えであります。

参考資料といたしまして、10-2ページに平成21年度から30年度までの勝浦市の改定状況を、

10-3ページで千葉県農業会議と勝浦市の改定状況を添付してございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 農作業の中で色彩選別機が段々入ってきているのですが、新しいものに対しての基準というのは作っていただけるんですか。

○事務局長（窪田正） 今この場で作りましょうということではできませんが、県の農業会議の方でこれらの次年度金額が決まっています。

実際その中で色彩選別機は今のところ掲載されていない状況でございます。

この辺の部分は勝浦のみならずの話になってくると思います。



会議でこういった話があったので項目の追加をお願いしたいということで、機会を見つけて県の農業会議の方に申し出たいと思います。

○1 番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農業委員会等に関する法律第38条の規定による意見書の提出についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

本案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされていることから、今年度、本市農業委員会が開催した定例総会及び農業委員・推進委員合同会議等の活動の場において聴取した意見または提案について取りまとめを行いましたので、別紙意見書案のとおり勝浦市長に提出するものです。

意見の内容につきましては、資料の11-2ページをご覧ください。

案といたしまして朗読いたします。

勝浦市農地等利用最適化推進施策に関する意見書案。

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当農業委員会の活動、運営に格別なるご理解、ご支援を賜り厚く感謝を申し

上げます。

さて、我が国の農業、農村経済を取り巻く状況が依然として厳しい中、今年度から米直接支払交付金制度や米の生産数量目標の配分が廃止されるなど農業経営の先行きに不透明感が増大し、とりわけ小規模農家にとりましてはさらなる経営不安や生産意欲の減退による農業ばなれが懸念される状況です。

本市においても例外ではなく、水稻農家の高齢化・担い手不足が加速しており、さらには有害鳥獣による農作物への被害が追い打ちをかけ、離農や耕作放棄の増加が深刻な問題となっており農業施策の可及的速やかな対応が求められております。

こうした状況を踏まえ、我々、農業委員及び農地利用最適化推進委員は祖先から受け継がれてきた素晴らしい資産を大切に、本市農業を魅力と希望にあふれる職業として将来に向け持続的かつ安定的な農業経営が行えるよう、その責任と役割を果たすべく農業委員会の最大の使命である農地の利用最適化業務に精一杯努めて参る所存であります。

つきましては、当農業委員会が農地等の利用の最適化の推進をよりよく果たすため、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出いたしますので、市の施策等に反映して下さいますようよろしくお願いいたします。

平成31年3月6日、勝浦市長 猿田寿男 様、勝浦市農業委員会会長 高旨粧一  
内容といたしまして、1、担い手への農地利用集積・集約化

#### 1、農地の集積・集約化について

耕作の不便さを解消し担い手の確保と農地集積に取り組みやすくするため、農地中間管理事業や多面的機能支払などの各種事業の活用について説明会を開催する等、広く周知を図られたい。

農地中間管理機構の制度内容について、耕作者や地権者を対象とした説明会や意見交換会の開催等、広く周知を図られたい。

#### 2、米政策について

勝浦産の米は千葉県の中でも旨いという評判が高く食味コンクールにおいても常に上位を占めていることから、米のブランド化により認知度を高め将来的に特Aランクの取得を視野に入れた販売戦略の展開及び農産物全般において国際的な食品規格による安全性が確保される栽培・加工技術の普及を図られたい。

農業所得の向上に向けた対策として、地域の特性を活かした早期栽培体系の奨励や、ライスセンターを利用した出荷米に対する買い取り価格の上乗せ等の施策を講じられたい。

#### 3、担い手の育成について

儲かる農業をするためには、米や各種農産物のブランド力の向上及び販売先、流通の確保が急務であるため、成功事例や農業法人立ち上げによるメリットなどをしっかりと把握したうえで若手農業者を中心とした理解者を確保し、行政、農業者、JA及び関連業者が夢をもてる農業ビジョンについて話し合うためのネットワークの構築を図られたい。

地域の農家が一体となって若手農業者を応援していく体制を整備し、未来を担う若者へ農業の魅力や希望の持てる農業政策を強く発信するとともに、若手農業者の働く意欲を高め、幸福度の向上が図れるよう交流事業に対し支援されたい。

## 2、遊休農地の発生防止・解消

### 1、遊休農地対策について

高齢農業者の耕作継続の意向や地域の中核的耕作者の経営意向を把握し、優良農地の引継が円滑に行われるよう「人・農地プラン」の話し合いには、農業委員及び農地利用最適化推進委員も参加し、情報提供等、緊密な連携体制を講じられたい。

遊休農地解消のための交付金や補助事業について、農業者の具体的な活用を図るため、勉強会や説明会を定期的で開催し事業の周知を図られたい。

農業者の少ない勝浦・興津地区における一団の遊休農地について、転用事業も含め、有効的に活用するための施策を検討されたい。

### 2、有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害拡大を防止し、誰もが安全で耕作しやすいほ場づくりのため、市域全体の山際への防護柵、バッファゾーンの設置を促進するとともに地域で行う環境整備への支援の強化など生活圏へ有害鳥獣を進入させない徹底した対策を講じられたい。

有害鳥獣は、農作物への被害のみならず市民の生活環境への影響も懸念されることから、市全体の問題として捉え市域全体で有害鳥獣と向き合う意識の醸成を図るとともに対策を講じられたい。

駆除については、専門家を含めた関係行政機関と協力し、大掛かりな駆除を実施されたい、併せて、地域の若年層や女性に対して罾による狩猟免許取得を促進されたい。

有害鳥獣の資源化及び雇用の拡充を目的として、行政で獣肉処理加工施設を設置し食肉、ペットフード等の加工及び革製品の原料への活用を検討されたい。

## 3、新規就農、新規参入の支援

### 1、新規就農者の確保・育成について

就農を目指す研修生を積極的に受け入れ、地域の後継者育成に協力を希望する農業者もいるため、就農支援金のほか市独自の研修生の生活支援を行い、特色のあるインターンシップ制度を構築し広く研修希望者を募集されたい。

企業参入の契機となる米の栽培方法の均一化、高品質化、また情報発信といった取組に対して支援する施策を講じられたい。

新規就農者が販路に困らないための支援対策として、地域による直売所の設置を奨励するとともに、市内販売業者、飲食店、宿泊施設、朝市と協働し地産地消を推進されたい。

## 4、その他

### 1、6次産業化について

地域による6次産業化を奨励するとともに市が計画する道の駅に市内農業者が参画する食品加工工場を設置されたい。

施設野菜を取り入れた野菜の栽培方法、6次産業化への取り組み等について知見を得るための機会を設けていただきたい。

勝浦産農産物を使った加工品をブランド化するため、ふるさと納税の返礼品等で活用するなど、広く周知を図られたい。

### 2、女性農業委員の登用について

男女共同参画の観点から、農業委員の任命にあたっては女性2名以上を確保していただきたい。

### 3、事務局の体制について

農業委員会活動が、効率的かつ円滑に行えるよう専門的知識を持った経験豊富な職員の増員を図り、事務局の機能を強化されたい。

現地確認等の現場活動が安全で迅速に行えるよう、事務局に専用の車両を配備されたい。  
以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 女性農業委員の登用について2名以上を要望するとなっておりますが、これはどういう状況でそうなっているんですか。

○事務局長（窪田正） こちらは、毎年女性農業委員のネットワークから女性農業委員を2名以上登用して下さいというかたちで、市の方に要望書が出されております。

今年度も広報の方に掲載させていただきましたが、吉野委員と元吉委員の方で要望書の方をお預かりしまして、市長に手渡したということがございました。

今回は募集の方を行いましたところ1名であったということで、結果としては1名にはなりましたが、そういった組織から要望として2名以上登用して下さいという内容で要望書が提出されましたところから意見書の中に記載しています。

○2番（末吉光委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 4その他の6次産業化についてですが、先日新聞紙面で拝見したところ、道の駅の白紙撤回を市長が表明されたと思うんですが、この記載については一考が必要かと思えます。

○事務局長（窪田正）

正式な発表というのがどこまでのものか正確な確認が取れていないのが現状であることから、ただ今のご意見を踏まえ、きちんとした実態を把握し必要に応じ表現に修正を加えるということにしたいと考えます。このように対応することによってよろしいでしょうか。

○8番（滝口裕都委員） はい、お願いします。

○議長（高旨粧一会長） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり一部修正をして決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について及び報告第2号、転用事実確認証明書の発行について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は、12ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

次に、報告第2号、転用事実確認証明書の発行について、資料は、13ページから17ページとなります。

このたびの3月定例会にご報告すべき当該件数は5件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。  
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。  
これをもって、平成31年勝浦市農業委員会3月定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後2時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成31年3月6日

議長(会長)

---

署名委員

---

署名委員

---